平成28年度神奈川県予算に対する要望書

一般社団法人横浜建設業協会

1. 適正価格による受注

(1) 最低制限価格について

本年2月、神奈川県はこれまで工事の最低制限価格率の上限を90%として適用してきたが、 改正品確法の趣旨を踏まえ、平成27年4月1日以降の公告案件からは、その上限を撤廃す ることを発表しました。

今後は、最低制限価格の算定自体の問題として、受注者が改正品確法の趣旨に沿って中長期的な担い手の確保育成に必要な適正な利潤が確保できるよう見直しを進めるよう要望します。

(2) 予定価格算出の歩切撤廃について

正確な積算をしても歩切による微調整により、結果が報われないのが現状です。歩切の 撤廃を要望します。

(3) 労務単価と材料費の見直しについて

労務単価と材料費が引き続き高い水準で維持しており、発注単価と乖離がある項目も多く みられる。このことから再度労務単価と材料費の見直しを要望します。

(4) 内訳の一式項目について

内訳の一式項目における別紙明細、代価表について、それぞれ項目、数量まで公表して いただきたく要望します。

(5) インフレスライド範囲の拡大について

見積単価、特別調査については原則対象外ですが、建築工事においては直接工事費の内、 60~70%程度は見積単価が採用されています。設計見積時には材料・労務費などの項目に分 けて見積徴収していると思われますので、見積単価等もスライド対象として頂きますよう 要望します。

2. 入札制度の改善について

(1) 発注規模の増加について

これまで地元企業向け事業規模は上限金額が規定されている。都市整備事業の内容が複雑化しており、地域社会への配慮、環境との調和を考慮した事業の推進が必要である。そのため、工事規模を1.5倍程度大きくし、より効率的な施工が行えるような対応をしていただきたく要望します。

(2) 設計図書の図渡し方法を電子化へ移行

横浜市では設計図書の配布方法が電子図渡しにより効率よくできていますが、神奈川県では 各担当課でCD-RWによる交換となっています。横浜市と同様に電子図渡しの導入を要望 します。

(3) 資材置き場の確保について

近年、工事施工に際して、資材置き場の確保が困難な状況が多く問題になっています。この ことに照らせば、ある程度の面積を通年確保していることは、建設機械を保有していること と同様評価して良いと思われます。発注案件についてインセンティブとして加えていただく よう要望します。

3. 適切な工期設定及び設計変更について

(1) 工期変更等への真摯な対応について

土木・建築とも近隣を含めた関係機関との事前調整・調査が不十分な場合又は、設計通りには工事が進まないケース等がありますが、工期変更、変更工事追加工事等に対して真摯に対応していただきたく要望します。特に、議会承認工事において各種変更契約への対応が消極的であるように思われます。品確法の発注者責任を踏まえた対応を要望します。

4. 担い手不足対策について

平成27年4月27日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長による「適切な工期の設定及び施工時期の平準化について」の通知を踏まえ以下の通り要望します。

(1) 発注時期の平準化について

近年、発注時期が分散傾向にあるが、年度末や年度初めに発注が集中する傾向にある。発 注時期が平準化されると配置技術者や下請け企業の確保がしやすくなる。このことから発 注時期の平準化を要望します。

(2) 多年度工事の増加について

単年度工事の場合、竣工時期が3月となり専門工事業者や技術者が逼迫している状況である。工事の事業期間が多年度となると夏以降の竣工時期となり、工事最盛期が分散する。 そのため年間を通じて効率的な事業推進ができる。このことから多年度工事の増加を要望します。

5. その他

(1) 設計責任について

品確法も制定され、設計コンサルにも現場完了までの責任を持つようご指導することを要望 します。施工中の検討等で、業者への負担の軽減、工期の短縮にもつながると思います。